

矢吹町制限付き一般競争入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、矢吹町財務規則（昭和63年矢吹町規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、町が発注する工事等並びに工事に関する測量、設計及び調査（以下「工事等」という。）に係る制限付き一般競争入札の実施にあたり、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事等)

第2条 制限付き一般競争入札の対象となる工事等（以下「対象工事」という。）は、予定価格が5,000万円以上の工事等並びに予定価格が500万円以上の工事に関する測量、設計及び調査とする。ただし、特殊な工事等についてはこの限りでない。

(入札参加資格)

第3条 制限付き一般競争入札に参加できる者は、次の各号にいずれにも該当する者とする。

- (1) 矢吹町の工事等請負有資格業者名簿に登載されていること。
- (2) 地元業者（町内に本社若しくは本店を有し、町税納入者であるもの又は県内に本社若しくは本店のある町内の支店若しくは営業所であって、当該支店若しくは営業所の代表者に見積もり、入札、契約締結、契約代金の請求及び受領の権限が与えられ、当該業種に関する実績を有し、かつ、町税納入者であるものをいう。）であること及び一定の県内業者であること。ただし、共同企業体により施行する工事の場合は、この限りでない。
- (3) 町が発注する工事等の指名競争入札の参加を停止された場合において、その停止の期間を経過していること。
- (4) 水道施設工事の水道給水工事の場合にあつては、矢吹町指定給水装置工事事業者であること。
- (5) 工事の場合にあつては、次に掲げる要件を具備していること。
 - ア 対象となる工種ごとに建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可（水道施設工事の水道本管工事の場合においては、水道施設工事の許可及び土木一式工事又は管工事の許可。水道施設工事の水道給水工事の場合においては、水道施設工事及び管工事の許可）を受けていること。ただし、工事の内容により建設業法第15条の規定に基づく特定建設業の許可を受けていること。
 - イ 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査結果の総合評点が次の表の基準を満たしていること。ただし、次の表に定めのない工種の経営事項審査結果の総合評点については、発注の都度定めるものとする。

工 種	予 定 価 格	経営事項審査結果の 総合評点
土木一式工事	5,000万円以上1億円未満の場合	700点以上
	1億円以上5億円未満の場合	800点以上
建築一式工事	5,000万円以上1億円未満の場合	700点以上
	1億円以上5億円未満の場合	800点以上
電 気 工 事	5,000万円以上1億円未満の場合	700点以上
管 工 事	5,000万円以上1億円未満の場合	700点以上
舗 装 工 事	5,000万円以上1億円未満の場合	700点以上
	1億円以上5億円未満の場合	800点以上
水道施設工事 (水道本管工事)	5,000万円以上1億円未満の場合	700点以上
	1億円以上5億円未満の場合	800点以上

備考 土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事（水道本管工事）における予定価格が5億以上の工事並びに電気工事、管工事及び舗装工事における予定価格1億円以上の工事は、別に定めるところにより共同企業体による施工とする。

(6) 過去に、公告の予定価格と同等の複数の同種公共工事实績があること。

(7) 前号に定めるもののほか、工事ごとに定める要件を満たしていること。

2 前条及び前項により難い対象及び資格基準等を設定し入札を行おうとする場合は、その都度町長の決裁を受けて実施するものとする。

(入札参加の確認)

第4条 制限付き一般競争入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類を提出し、前条各号に該当するか確認を受けなければならない。

(1) 制限付き一般競争入札参加資格申込書（第1号様式）

(2) 工事の場合にあつては、建設業法第3条第1項に規定する許可書の写し及び建設業法第27条第1項に規定する経営事項審査結果通知書の写し

(3) その他町長が必要と認める書類

(入札保証金)

第5条 制限付き一般競争入札に参加しようとする者は、規則第114条の規定により入札保証金を納入しなければならない。ただし、規則第115条第1項に該当するときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により入札保証金の免除を受けようとする者は、入札保証金免除申請書（第3号様式）により申請しなければならない。

(参加資格の喪失)

第6条 制限付き一般競争入札に参加しようとする者で第3条の参加資格を有する者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該者を制限付き一般競争入札に参加させてはならない。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当するに至ったとき。

(2) 第4条の規定による提出のあった同条各号に掲げる書類に虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。

(設計図書等の閲覧)

第7条 対象工事の設計図書等は、規則第112条の規定による公告の日から入札日の2日前まで、設計図書閲覧(貸出)申請書(第4号様式)により閲覧又は貸出するものとする。

2 町長は、第1項による閲覧又は貸出をした場合には、設計図書閲覧(貸出)済証(第5号様式)を発行するものとする。

3 設計図書等について質問がある場合は、第1項の閲覧期間中に設計図書質問書(第6号様式)により、町長に質問することができる。

4 町長は、前項質問に対し、質疑応答(第7号様式)により回答するものとする。

(積算内訳書の提出)

第8条 制限付き一般競争入札に参加する者は、対象工事の入札の際、積算内訳書(第8号様式)を提出しなければならない。

(落札者の決定)

第9条 制限付き一般競争入札の執行にあたっては、地方自治法施行令第167条の10第2項の規定により低入札価格調査の調査基準価格を設定するものとする。

2 制限付き一般競争入札の入札執行の回数は、原則として1回とする。

(入札結果の報告)

第10条 工事契約担当課長は、入札を執行した対象工事の入札結果を落札結果通知書(第9号様式)により総務課長に報告しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する(平成18年7月18日公布)。